

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： 江南市立古知野西保育園	種別： 保育所
代表者氏名： 伊藤 早苗	定員（利用人数）： 140名（134名）
所在地： 愛知県江南市東野町郷前48番地	
TEL： 0587-56-2021	
ホームページ：	
【施設・事業所の概要】	
開設年月日： 平成25年 4月 1日	
経営法人・設置主体（法人名等）： 学校法人 愛知江南学園	
職員数	常勤職員： 19名 非常勤職員： 12名
専門職員	（園長） 1名 （パート保育士） 7名
	（保育士） 16名 （アルバイト保育補助等） 5名
	（調理員） 2名
施設・設備の概要	（居室数） 6室 （設備等） 乳児室1室・遊戯室1室
	保育士室1室・給食室1室

③理念・基本方針

★理念
人間性尊重の精神

★基本方針
子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来をつくりだす力の基礎を培う。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ①開所時間において、保育を実施します。
- ②障害のある子どもの統合保育を実施します。
- ③子ども一人ひとりの生活リズムを大切にしながら、年齢に応じた生活ができる養護と教育を行います。
- ④人とかかわりの基本となる信頼関係を築き、自己肯定感を育てる保育をします。
- ⑤自然とかかわりを大切に保育活動をします。
- ⑥互いに育ち合い、学びあえる集団づくりをします。
- ⑦子どもの心と体のつながりを考慮し、体力づくりにつながる活動に心がけます。
- ⑧子どもが主体的に活動できる環境づくりに心がけます。
- ⑨子どもが長時間落ち着いて生活できる環境に配慮します。
- ⑩丁寧な活動ができるよう、保育者同士の連携を大切にします。
- ⑪保護者と協同した子育てができるよう、保護者とのコミュニケーションを大切にします。
- ⑫短大の教員の協力を得ながら保育検討します。
- ⑬子どもの育ちを支えるだけでなく、江南市の子ども・子育て支援事業計画に基づき公立保育園として地域の子育てを支援を行います。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 3年 7月 1日（契約日）～ 令和 4年 3月30日（評価確定日） 【令和 3年12月16日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	8 回 （令和 2年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆保育の質の向上に向けた積極的な姿勢

第三者評価は9年連続で受審しているが、評価基準を丁寧に読み解き、更に高みを目指している積極的な姿勢がうかがえる。具体的には、厚生労働省がホームページで公開している「もっと楽しく『保育所における自己評価ガイドライン』」及び「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」（共に最新版）に関心を持ち、熱心に自習している。

◆コロナ下での動画配信の効用

多くの保育園において、保護者からの声として多く寄せられるのが、「園での様子が知りたい」という要望である。当園においては、日々起きていることを取り上げ、動画にして配信することによって、保護者の安心・理解を得る取組みとなっている。コロナ下、保護者が園内に自由に立ち入ったり、見学等も制限せざるを得ない状況が続いており、動画の配信は貴重な情報提供ツールとなっている。

◇改善を求められる点

◆ボランティア受入れに関するマニュアルの整備

今回の訪問調査では「ボランティア活動留意事項」の文書は確認できたが、受入れに関する基本姿勢を示す文書は確認できなかった。今後はボランティア受入れ手順書（マニュアル）の策定を期待したい。マニュアルは単に「手順」の記述にとどまらず、「基本姿勢（意義・目的等）」を記すことを期待したい。

◆マンネリの打破

災害に関する訓練等が計画に従って確実に行われており、特に不審者対応訓練については毎月行われている。しかし、慣れによる形式的でマンネリとなっていないかという不安が職員間にはある。近年の自然災害では、「想定外」の事態となることも多く、BCP（事業継続計画）の策定を含め、より高いレベルで取り組むことを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

的確な指導と評価を得たことにより、次年度の課題が明確になった。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	a・b・c	
<コメント> 理念は「管理案」（保育園運営に関する一切が綴られたファイルの呼称）を全職員へ配付するとともに、新年度の始めに文書を基に説明をして周知に努めている。保護者へは毎年「ほいくえんのしおり」を配付して周知に努めている。新入園児の保護者へは、口頭での説明を加えている。家族アンケートの結果からも理念が浸透していることがうかがえる。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a・b・c	
<コメント> 学校法人配下であるとともに市の指定管理園であり、いわゆる「事業経営」に関する取り組みはしていない。ただし、「指定管理料」（予算）を超えないよう、運営配慮に努めている。全国保育協議会の「ぜんほきょう」、全国市立保育園連盟の「保育通信」、全国保育士会の「保育士だより」、及び「教育新聞」を定期購読し、社会福祉事業の動向把握に努めている。			
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a・b・c	
<コメント> 「経営課題」に関与する立場にはない。ただし、園を休園することなく年間保育日数293日を果たすことに努めている。まず、新型コロナウイルス感染予防のために、子どもや保護者、職員の消毒、検温、体調管理を徹底している。また、会計年度任用職員の採用もしている。経年劣化に伴う園舎等の施設修繕も遅滞なく行っている。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・b・c	
<コメント> 中・長期計画として、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5ヶ年計画を策定している。指定管理下にあり、市指定様式で計画項目は指定されており、事業計画及び収支計画も策定している。市が策定している「子ども・子育て支援事業計画」の内容は、市の園長会で指導保育士から説明を受けている。			
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・b・c	
<コメント> 令和3年度の事業計画が策定されている。単年度計画は5ヶ年計画に基づいて策定されている。事務長、園長、園長代理が一体となって策定し、運営母体の学校法人理事長の決裁を受け、3月に「指定管理者年間事業計画」として市へ提出している。市の指定様式を使用して策定されている。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<コメント> 単年度計画の策定に先立ち、毎年度末に園長、園長代理、幼児及び未満児の両主任、調理主任で当年度の振り返りを行っている。当年度実績報告は四半期ごとに事務長、園長、園長代理が一体となって策定し、学校法人理事長の決裁を受けて、「四半期事業報告」として市へ提出している。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	① ・ b ・ c
<コメント> 市へ提出している「事業計画」そのものは保護者へ周知していない。ただし、園で計画している「行事予定」は、毎年保護者へ配付している「ほいくえんのしおり」で周知している。また、毎月発行している「園だより」で繰り返し周知に努めている。「子育て支援」、「園庭開放」も園で行う事業としてホームページに掲載している。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ① ・ c
<コメント> 従来より保育の質の向上に向けた取組みをしてきたが、今般、厚労省が2020年3月に編纂した「保育をもっと楽しく、保育所における自己評価ガイドライン」のハンドブックの理解に取り組んでいる。本ハンドブックは保育の質の確保・向上を図ることを目的に、「保育内容等の評価」についてガイドしている。このハンドブックを基に保育の質の向上を期待したい。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ① ・ c
<コメント> 本項目の要求事項は「自己評価と第三者評価等の結果を保育所としてどのように活用しているか」を問いているが、今回は、「保育をもっと楽しく、保育所における自己評価ガイドライン」のハンドブックの「自己評価」結果で課題を共有し、改善に取り組もうとしている。今後は、課題を明確にして改善につなげることを期待したい。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を 図っている。	保10	① ・ b ・ c	
<コメント> 園長の役割等が「保育マニュアル」に記載してあり、年度初めに職員全員で読み込むことで理解を 図っている。更に、「運営機構及び職務分担（組織図）」で周知に努めている。また、「災害時の役割 分担表」も備えている。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行ってい る。	保11	① ・ b ・ c	
<コメント> 「遵守すべき法令等」は正しく理解していると認識している。具体的には「保育所保育指針」を始め 「労働基準法」、「個人情報保護法」や法人が定めた「規程」及び「規則」などの遵守に努めている。 職員が遵守すべき各福祉関係法についても、年度始めに確認している。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮し ている。	保12	① ・ b ・ c	
<コメント> 「保育をもっと楽しく、保育所における自己評価ガイドライン」のハンドブックの理解に取り組んで いる。本ハンドブックは保育の質の確保・向上を図ることの施策も記されている。自習した後に、園の 運営に反映させていく計画である。日々の保育で、特に行事においては、企画から運営までを見直した 結果、質の向上につながった事例がある。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮し ている。	保13	a ・ ② ・ c	
<コメント> 厚労省が2021年3月に編纂した「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライ ン」を自習中である。本ガイドラインでは、業務負担の軽減や「業務改善」を行うために、業務改善の 手順と取組み事例を紹介している。次年度以降の業務改善を期待したい。今年度はコロナ禍より、市か ら「登園自粛」等の連絡が頻繁にあり、対応に追われる状態であった。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確 立し、取組が実施されている。	保14	① ・ b ・ c	
<コメント> 正規職員（正保育士）は運営母体の短期大学のキャリアセンターから紹介がある。園で行う採用活動 は、パート職員等に限定される。母体の短期大学は令和3年4月から学生募集を停止していることか ら、令和5年4月以降の卒業生が見込めない。しかし、同年をもって指定管理契約が終了となることか ら、採用に向けた取組みの必要がなくなる。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	① ・ b ・ c	
<コメント> 運営母体の学校法人が定めた「就業規則」に則って人事管理が行われている。所謂「正規職員」を対 象とした規則で、厳格に運用している。「就業規則」や「給与規程」は、入社時に職員全員が半日かけ て説明を受け、一人ひとりが所持している。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>職員の労働時間が週40時間を超えることはなく、適正な労務管理を行っている。職員は、年間厚生休暇12日を取得している。誰もが見ることが出来る「保育士シフト勤務表」の作成により、職員の勤務状態が容易に分かり偏りが無い。将来の希望等も個別面談をして聞き取っている。「母性健康管理規程」を設け、子どもを持つ職員が安心して働ける環境を整備している。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>年1回「チェックシート」で成果を確認し、園長が評価している。しかし、園長は「保育をもっと楽しく、保育所における自己評価ガイドライン」で示された「職員同士お互いの評価を読み合わせ、一緒に検討する」に関しては、更なる取組の必要性を認識している。「もっと良くなる」ためにどうすべきか、これを追求することで職員個々の育成に繋がることを期待したい。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	③ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>令和3年度の単年度事業計画に、研修についての記述がある。基本方針は「職員は、絶えず自己啓発に努め、担当業務を遂行するために必要な知識・技能の向上を図る」とある。「全体的な計画」にも職員研修を記している。具体的には「園内研修」や「キャリアアップ研修」がある。研修に伴う交通費、宿泊費、日当は「出張旅費規程」に基づいて支給している。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	④ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>研修案内を職員に回覧し、参加希望を聞いている。当年度は前年度同様にオンライン研修が多く、複数名で受講している。「保育士シフト勤務表」に研修予定とサポートが記入してあり、気兼ねなく受講できる環境にある。研修一覧表には受講者名を記し、偏りのないように努めている。令和2年度は、9講座で延べ107名が受講した。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	⑤ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育実習及び体験実習受入れ要項」の文書があり、積極的な取組姿勢を示している。要項は指示書、実習反省の項があり、実施の意義と育成に努める事を課している。市からの案内や運営母体の短期大学から、保育実習生を受け入れている。当年度は3名の実績があり、更にあと2名を受け入れる予定である。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	⑥ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>市立園扱いで、市がホームページを管理している。ホームページには、園の運営状態が公開されている。入園希望者が必要とする最低限の情報は公になっている。市の指定管理下の園であり、年次毎に単年度事業報告（収支実績も含む）、事業計画（収支計画も含む）を市に提出している。「ようこそ、古知野西保育園へ」のリーフレットは市役所に設置してある。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	⑦ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>運営母体の学校法人が契約している公認会計士による監査を年3回受けている。監査対象項目は決算処理、補正予算関係、現金収支である。物品購入は事務長、園長、調理主任に限られており、購入先は市の指定業者である。現金有高（5万円以内）は毎月末に園長が確認し、法人事務局経理課へ報告している。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>コロナ禍により、従前から行っていた「地域との交流」は控えめになっているが、高齢者施設の利用者と季節の手紙のやり取り（暑中見舞いや残暑見舞い）や、地域住民への七夕飾りのプレゼントは継続している。近所の神社（神職）や寺（住職）との交流も続けている。消防署訪問、カイコの飼育、米つきり指導等の交流の機会があり、園児は近所の商店に買い物に行っている。</p>			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ② ・ c	
<p><コメント></p> <p>「ボランティア活動留意事項」として文書があり、一定の受入れ姿勢がうかがえるが、受入れのためのマニュアルは確認できなかった。新型コロナウイルスの影響もあり、当年度のボランティアの受入れ実績はない。ボランティア活動は「地域社会と保育所をつなぐ柱の一つ」と位置づけ、次年度以降はマニュアルの整備に取り組むことを期待したい。</p>			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	③ ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>「関係機関」は機関名、連絡先を記して一覧表の形で職員室に掲示してある。また、「保育所事故対応における関係機関との連携」が掲示してある。実際連携している機関としては、保健センター、小学校、病院、消防署、警察署、法人事務局、市子育て支援課、市子供政策課等である。</p>			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	④ ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>市が主催する年1回の「保幼小連携研修会」及び「小学校連携事業連絡会」に出席している。もう一つの情報源である「民生委員児童委員会」は、新型コロナウイルス感染予防のために昨年に続いて参加を見合わせている。継続して行っている「園庭開放」や「ほほえみ広場（未就園児対象）」の利用者から育児相談を受けるなど、ニーズ把握に努めている。</p>			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	⑤ ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>「園庭開放」は毎週水曜日、午前10時から11時まで行っている。「ほほえみ広場」（未就園児対象の保護者同士の交流、子育て相談）を行っており、開催日時はホームページで案内している。市の施策である「赤ちゃんの駅」の登録施設になっている。指定管理下の市立園であり、様々な制約を受けることから、園の意向で独自の公益的な事業展開は難しい。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園での、子どもと職員とが触れ合う様子からも、子どもを尊重した保育の形がうかがえる。子どもを尊重する姿勢が記載されたマニュアルも確認でき、関連する研修等の実績も確認できた。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どものプライバシーの保護に関する法令等の改廃の状況に応じて、関係する規程やマニュアル等の作成や変更等を素早く行っている。毎年4月には、マニュアルに目を通すことがルールとなっている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>新型コロナウイルスの感染状態が収まらない現況では、利用希望者に見学等が行えない状況が続いている。しかし、「ほいくえんのしおり」を使って情報提供し、市と協力しながらできる限りの対応を行っている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育の内容に関しては、ホームページ等で確認ができる。保育内容を変更するにあたっては、市と連携しながら利用者（子どもと保護者）への配慮も考慮している。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>地域と園とのつながりが強いという地域性もあり、転園した子どもの保護者が来園されるという事例が確認できた。保護者等への配慮が行き渡っており、信頼関係が構築されている。更に、文書等によって、退園・転園後も保育の継続的な支援を行うことを案内している。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>利用者（保護者）を対象として、園の様子を撮影した動画配信が行われている。そこでは、行事だけでなく日々の生活の様子も紹介されており、保護者にとっては、安心、信頼できる取組みであり、園としての努力を強く感じる事ができた。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の体制を整備し、「ほいくえんのしおり」や掲示等を使って周知を図っている。また、苦情処理の手順を記したマニュアルも整備されている。各種アンケート等での保護者意見についても、園長が中心となって真摯に対応している。</p>		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① ・ b ・ c
<p><コメント> 入園時に、保護者に相談や意見についての説明をしている。園長等が登降園時の際は門に立ち、保護者が気軽に声を掛けることができるよう配慮している。様々な場面を通して、広く保護者の意見を吸い上げようとの取組みが確認できる。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	① ・ b ・ c
<p><コメント> 保護者からの意見や相談を受けた際は、園で定めたマニュアルに従って対応している。保護者から相談等があった際には、確実に次の日の朝礼で職員間の情報共有を図っている。また、職員も把握できていることが確認できた。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	① ・ b ・ c
<p><コメント> けがやトラブルの予防の観点から、ヒヤリ・ハットの取組みを行っている。職員から挙がって来た様々な事例を基に、保育での月案や週案に落とし込んで取り組んでいる。ヒヤリ・ハットの一つひとつに丁寧な対応があり、安心・安全への意識の高さがうかがえる。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	① ・ b ・ c
<p><コメント> 感染症の予防や対応に関するマニュアルが、職員一人ひとりに配付され、常に確認できるようにしている。また、今回の新型コロナウイルス感染症をはじめ、感染防止に関する対応は市の基準に沿い、連携して対応している。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	保39	a ・ ① ・ c
<p><コメント> 災害に関する訓練等が計画に従って確実に実行されており、特に不審者対応訓練については毎月行われている。しかし、慣れによる形式的でマンネリとなっていないかという不安が職員間にはある。近年の自然災害では、「想定外」の事態となることも多く、BCP（事業継続計画）の策定を含め、より高いレベルで取り組むことを期待したい。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	① ・ b ・ c
<p><コメント> 保育に関して、月案、週案等基本的な指導案について確実に作成されており、園長・園長代理が確認、承認した上で保育が実施されている。また、常にチェックシートを活用し、各職員が保育への取組みについて確認できる仕組みがある。保育の標準化への意識の高さが確認できた。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	① ・ b ・ c
<p><コメント> 標準的な実施方法の見直しについては、各年齢別会議において職員間で行われている。指導案は幹部職員が見直し、確実に実行する仕組みができている。また、記録等の電子化を進めており、業務の効率化や職員の負担軽減等への取組みもみられる。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	① ・ b ・ c
<p><コメント> 園独自の取組みとして、アセスメントに基づいて、食事面では法人の管理栄養士が対応し、個別に特別な支援が必要な子どもに関しては、短大の心理士との話し合いが持たれている。法人内で活用できる機能をうまく活かし、子どもの最善の利益につなげる仕組みがある。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	① ・ b ・ c
<p><コメント> 指導計画を評価・見直しする仕組みがある。それを共通認識の下で、職員間で確実に進められていることが確認できた。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	① ・ b ・ c
<p><コメント> 保育の実施状況については、園で決められた様式に基づいて作成している。課題が見つければ職員会議で話し合いが行われ、参加できない職員等にも情報が共有できる仕組みができている。また、それらの情報が共有されていることも確認できた。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	① ・ b ・ c
<p><コメント> 子どもの記録に関しては、規程に基づいて管理されている。職員には、研修等を通して個人情報保護について周知が図られている。また、保護者から同意書を得た上で、子どもの写真や動画等への対応をしている。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成			
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>コロナ禍によって地域交流ができない中でも、様々な工夫を行いながら、交流する機会を設定している。また、このような取組みにおいて、職員間での話し合いが積極的に行われ、園で取り組める最大限の保育を理解した中で、計画が進められている。</p>			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>各保育室にエア・コンディショナーを整備し、良好な生活環境が整備されている。衛生面においても、手洗いや消毒等が徹底して行われている。このような環境の中で、子どもが活動したいと思う場所で自由に取り組めるように職員間で協力しあい、適切な職員配置を設定している。子どもにとって居心地が良く、安心につながっている。</p>			
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>子どもの希望に応じて、職員の誰でもが対応できるという流れが確立されている。その背景には、子ども一人ひとりに対して職員が共通認識を持ち、園全体で連携を図っている。</p>			
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>園内の主要な場所、また各保育室において、基本的な生活習慣に関する様々な掲示をしている。絵やイラストも交え、子どもが理解できるように工夫をしている。</p>			
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>子どもが主体的に活動することにおいては、それを支える職員の意識がしっかりしており、職員の共通理解の上で進められている。そのため、子どもの声や様子を常に把握しながら、状況に応じて職員配置を調整し、子どもにとって心地よく生活できる環境を整備している。</p>			
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>環境整備について、午睡はSIDS(乳幼児突然死症候群)への対応として、0歳児は5分毎に確実に様子を確認・チェックしている。また、衛生面においては、徹底した消毒が確実に実施されている。</p>			
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>1・2歳児に関しては、子どもがのびのびと体を動かすことができ、一人ひとりの状況に合わせた取組みが行われている。また、衛生面では消毒等は徹底して行われている。保護者の協力を得て、保護者の園内での行動を制限するなど、高い意識の中で取り組まれている。</p>			

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ b ・ c
<p><コメント> 子ども個々の発達状況、思い、考えを尊重して保育を進めている。調査日には、園庭で過ごす子どもや保育室で過ごす子どもなど、一つの場所で皆が過ごすのではなく、様々な子どもの思いを受け止めて対応している。園全体での保育の方針が徹底されており、意識の高さを強く感じた。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	① ・ b ・ c
<p><コメント> 園として、様々な関係機関と連携し、子どもの状況に応じた支援が行われるように配慮している。また、職員間での情報共有の中で、特定の職員が対応することなく、誰でも対応し、子どもの気持ちを受け止める環境ができています。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	① ・ b ・ c
<p><コメント> 園の建物の状況（配置）、感染症対策が必要な状況を理解した上で、子どもがのんびりと過ごせるように環境を整備し、取り組んでいる。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	① ・ b ・ c
<p><コメント> 8割以上が地元の小学校へ通うという地域性も踏まえ、小学校の教師が園に視察に来る等の交流がある。また、園外散歩では近くの学校を見に行くなど、子どもに就学に期待が持てるように配慮している。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	① ・ b ・ c
<p><コメント> 園で子どもの健康管理に関するマニュアルが作成されており、職員がマニュアルに沿って確実に取り組んでいる。また、健康に関する記録等も把握しやすく整備されている。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	① ・ b ・ c
<p><コメント> 保護者に健康診断や歯科健診の結果を伝え、対応をお願いするだけでなく、歯については毎日フッ化物洗口を行うなど、子ども自身が「歯」に対しての意識を持つように取り組んでいる。また、健康診断の結果等を考慮し、経営母体の大学の管理栄養士と相談して対応するなどの取組みもある。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	① ・ b ・ c
<p><コメント> アレルギー疾患を持つ子どもへの対策は、ガイドラインに沿って取り組んでいる。また、アレルギー食の提供についての流れも定まっており、研修等の実績も踏まえ確実に進められている。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<p><コメント> 子どもたちが様々な野菜を栽培し、食に関して子どもが興味を持てる取組みが行われている。また、地域住民が栽培を指導したり畑作業を手伝ったりと、交流にもつなげている。自園で給食を調理していることもあり、畑で収穫した野菜を給食の食材として活用することも可能である。管理栄養士による献立作成など、子どもの発育状況に応じた対応をしている。</p>		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<コメント> 自園で調理した給食を提供していることで、出来立てで、温かい食事が提供できている。管理栄養士を中心に、献立作成会議で子どもの状態に応じた献立作成を行っている。それらの取り組みによって、子どもが満足できる内容の給食が提供されている。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<コメント> 個別懇談会で保護者の意見や要望を聞き、様々な情報から家庭での子どもの状況を把握している。「園だより」等で保育園の取り組みを伝え、写真、動画等も配信している。園での子どもの様子を伝えることで、保護者とも子どもの成長を共有することができている。		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① ・ b ・ c
<コメント> 園長を中心に、登降園時に門に立って保護者が気軽に声をかけられるように配慮している。子どもや家庭の状況を職員間で確実に把握できるように、個別ファイルが作成されている。保護者にとって、安心につながる取り組みが確実に行われている。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	① ・ b ・ c
<コメント> 子どもに対する虐待等権利侵害があった場合の対応として、市との協力・連携体制が確立している。虐待の恐れがある場合の連絡等は確実に行われており、その流れは職員間で共有されている。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	① ・ b ・ c
<コメント> 職員が定期的に自己評価を行う仕組みができており、職員にとって保育を見直す機会となり、保育の向上となっている。日々の子どもの生活を動画で配信し、保護者、子どもの双方の安心につなげるための保育方針の共有化ができている。		